

# 社会医療法人青洲会 百年橋リハビリテーション病院

Hyakunenbashi Rehabilitation Hospital

— 食事療養費・入院生活療養費について —

2024年6月1日

## ○食事療養費・入院時生活療養費

(居住費は65歳以上の方のみ)

療養病床に入院する65歳以上の方は、介護保険との負担均衡を図るため、所得に応じて**食事代**(食材料費+調理コスト相当)・**居住費**(光熱水費相当)を標準負担額としてご負担いただいております。

区分		食事療養標準負担額 (1食あたり)	居住費 (1日あたり)
一般 (難病・小児慢性特定疾患患者)		490円 (280円)	370円
70歳未満の 低所得者 注1 低所得II 注2	90日までの入院	230円	
	91日目からの入院	180円	
低所得I 注3		110円~140円	

※負担限度額適用認定証はそのままご利用できますので、今まで通り限度額以上のご負担はございません。

※食事療養標準負担額は、被保険者、被扶養者とも同額負担で、高額療養費の対象とはなりません。

※被扶養者の入院時食事療養にかかる給付は、家族療養費としてその費用が支給されます。

注1:市町村民税の非課税者である被保険者と被扶養者、または低所得者の適用を受けることにより生活保護を必要としない被保険者と被扶養者

注2:70歳以上で市町村民税非課税である被保険者もしくはその被扶養者等

注3:70歳以上で被保険者およびその被扶養者全員が市町村民税非課税で、所得が一定基準(年金収入80万円以下等)を満たす人等